



目 次

告 示	ページ
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税 務 課)	1
◎鳥獣保護区の存続期間の更新 (鳥獣対策課)	1
◎特別保護地区の指定 (")	3
◎特定猟具使用禁止区域(銃)の指定 (")	3
◎告示(銃猟禁止区域の指定)の一部改正 (")	5
◎告示(特定猟具使用禁止区域(銃)の指定)の一部改正 (")	5
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還 (漁港漁場課)	5
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	5
◎建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	6
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	6
○平成26年度屋外広告物講習会の開催 (都市計画課)	6
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部改正 (9・19掲示)	7

告 示

高知県告示第557号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成26年10月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 名称及び代表者の氏名
有限会社西岡商店 代表取締役 西岡 幸一
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
南国市岡豊町小蓮500番地12

3 取消し年月日
平成26年7月1日

高知県告示第558号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき指定した室戸岬鳥獣保護区、崎山鳥獣保護区、野友鳥獣保護区、内原野鳥獣保護区、西分鳥獣保護区、手結山鳥獣保護区、工石山鳥獣保護区、浦戸湾鳥獣保護区、安居鳥獣保護区、大道鳥獣保護区、つづら山鳥獣保護区、宿毛湾鳥獣保護区、足摺岬鳥獣保護区、大堂鳥獣保護区及び蒲葵島鳥獣保護区について、同条第7項ただし書の規定に基づき次のとおり存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該鳥獣保護区の名称、区域及び存続期間を告示する。

平成26年10月3日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間
室戸岬鳥獣保護区	室戸市津呂の東大谷川左岸と満潮位の海岸線との接点を起点とし、同所から同左岸を北東進し山ぶし谷との接点に至り、同所から同谷を東進及び北東進し同市室戸岬町東6882番地3の尾根に至り、同所から同尾根を南東進及び東進し杉尾神社に至り、同所から同市室戸岬町東6882番地3の尾根から同神社を見通す線の延長線を東進し同海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を北東進し椎名川との接点に至り、同所から東に直進し海上1キロメートルの地点に至り、同所から同海岸線から1キロメートルの海上を南西進し室戸岬の同海岸線から南に1キロメートルの海上の地点に至り、同所から同海岸線から1キロメートルの海上を北西進し同左岸と同海岸線との接点から西に1キロメートルの海上の地点に至り、同所から東に直進して起点に達する線に囲まれた区域	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで
崎山鳥獣保護区	室戸市崎山の金剛頂寺への登り階段を起点とし、同所から市道向江自然の家線を西進し市道豊満宮線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道向江自然の家線と農免道路崎山傍士線と	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで

	の交点に至り、同所から同農免道路を北進し盲堂谷川左岸(久路見橋東詰め)に至り、同所から同左岸を北東進し四国電力株式会社の送電線(室戸線)の直下に至り、同所から同送電線の直下を東進し四国電力株式会社の第83番送電線鉄塔に至り、同所から畝を東進し旧農用水路との接点に至り、同所から同水路を南西進して起点に達する線に囲まれた区域	
野友鳥獣保護区	安芸郡奈半利町と同郡北川村との境界と国道493号との交点を起点とし、同所から同国道を北東進し村道野川線との接点(野友橋南詰め)に至り、同所から同村道を東進及び南東進し村道羽毛中村線との接点に至り、同所から同村道を南進し島の谷との接点に至り、同所から同谷を南進し同境界との交点に至り、同所から同境界を西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで
内原野鳥獣保護区	安芸市の江川川と安芸川との合流点を起点とし、同所から同川左岸を北西進し県道宮ノ上川北との接点に至り、同所から同県道を北東進、南西進及び南東進し市道門屋線との接点に至り、同所から同市道を北進し同市門屋の同市道の分岐点に至り、同所から畝を東進し長野谷との接点に至り、同所から同谷を南東進し江川川との接点に至り、同所から同川を南進及び南東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで
西分鳥獣保護区	香南市と安芸郡芸西村との境界と国道55号との交点を起点とし、同所から同境界を北東進し「考える村」への進入経路である私道との交点に至り、同所から同私道を南東進及び東進し標高270.5メートルの三角点に通ずる稜線との接点に至り、同所から同稜線を南東進及び南西進し高知黒潮ントリークラブゴルフ場の敷地の境界の北東端から北東に延びる谷との接点に至り、同所から同谷を南西進し高知黒潮カン	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで

	トリークラブ所有の私道の終点に至り、同所から同私道を南西進及び南進し通称観音に通ずる私道との接点に至り、同所から同私道を北東進及び南東進し村道長谷線に通ずる歩道との交点に至り、同所から同歩道を南進し同村道に至り、同所から同村道を南西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を西進して起点に達する線に囲まれた区域								
手結山鳥獣保護区	香南市夜須町手結の国道55号と市道千切備後線との交点を起点とし、同所から同市道を北東進し市道福德正林線との接点に至り、同所から同市道を東進し林道出口線との接点に至り、同所から同林道を北東進及び南東進し市道長良線との接点に至り、同所から同市道を南東進し同市と安芸郡芸西村との境界との接点に至り、同所から同境界を南西進し同国道との交点に至り、同所から同国道を北西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで							
工石山鳥獣保護区	高知市及び土佐郡土佐町の嶺北森林管理署管轄区域の国有林89林班及び90林班の全区域、同国有林91林班の2小班、ろ小班、に2小班、わ2小班、た小班、つ1小班、つ2小班、ね小班、な小班、よ1小班、よ2小班、る1小班、る2小班、ぬ1小班及びぬ2小班的全区域、同国有林93林班及び94林班の全区域並びに同国有林93林班に隣接する県有林の全区域並びに同国有林94林班の林班界と高知市有林と民有林との境界との接点を起点とし、同所から同境界を南西進し同国有林93林班の林班界との接点に至り、同所から同林班界を北西進し同国有林89林班の林班界との接点に至り、同所から同林班界を北東進し同国有林90林班の林班界との接点に至り、同所から同林班界を北進し同国有林91林班の林班界との接点に至り、同所から同林班界を南東進し同国有林94林班の林班界との接点に至	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで							
浦戸湾鳥獣保護区	高知市若松町の青柳橋西詰めを起点とし、同所から同橋を南東進し市道五台山4号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道高須3号線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道五台山2号線との接点に至り、同所から同市道を南東進し県道土居五台山との接点に至り、同所から同県道を東進し県道仁井田竹中との接点に至り、同所から同県道を南西進し市道三里148号線との接点に至り、同所から同市道を南進し同市道の終点に至り、同所から南に直進し満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を南西進し浦戸の恵比須礁に至り、同所から同海岸線を南東進し竜頭岬に至り、同所から同海岸線を南西進し県道春野赤岡と県道桂浜はりまやとの接点から南を見通す線との交点に至り、同所から北に直進し同接点に至り、同所から同県道を北進し市道長浜4号線との接点に至り、同所から同市道を北東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北進し市道長浜1号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道長浜591号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道長浜573号線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道長浜581号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道長浜2号線との接点に至り、同所から同市道を北進し同市道の終点に至り、同所から鷲尾山に通ずる歩道を北西進及び西進し鷲尾山登山道との交点に至り、同所から同登山道を北西進し市道鴨田138号線との接点に至り、同所から同県道の区域界を東進し市道潮江8号線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道潮江6号線との接点に至り、同所から同市道を北東進し市道潮江349号線との接点に至り、同所から同市道を北東進し潮江新田中堤の東端との接点	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで							
	に至り、同所から起点を見通す線を北東進して起点に達する線に囲まれた区域								
安居鳥獣保護区	吾川郡仁淀川町の嶺北森林管理署管轄区域の国有林287林班が小班、よ小班、た小班、れ小班、る小班及びわ小班的全区域並びに同国有林288林班のり小班、ぬ小班及びる小班的全区域	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで							
大道鳥獣保護区	高岡郡四万十町の四万十森林管理署管轄区域の国有林2056林班及び2057林班の全区域	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで							
つづら山鳥獣保護区	高岡郡四万十町の四万十森林管理署管轄区域の国有林4083林班、4084林班、4085林班及び4086林班の全区域並びに同町田野々字日ノ路1461-1、1461-5及び1461-22の区域	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで							
宿毛湾鳥獣保護区	宿毛市小筑紫町栄喜字灘山の蛭鼻の突端を起点とし、同所から大藤島の南西部突端を見通す線を北西進し同突端に至り、同所から同市藻津の愛媛県と高知県との境界と満潮位の海岸線との接点を見通す線を北進し同接点に至り、同所から同海岸線を東進し片島港に至り、同所から同海岸線を北東進し松田川右岸の堤防に至り、同所から同堤防を北東進し国道321号との交点(松田川大橋北詰め)に至り、同所から同国道を南進し同川左岸との交点(松田川大橋南詰め)に至り、同所から同左岸を南西進し同海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を南進及び北西進し長崎鼻に至り、同所から同海岸線を南東進し小筑紫港に至り、同所から同海岸線を北東進、南西進及び北進して起点に達する線に囲まれた区域	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで							
足摺岬鳥獣保護区	土佐清水市浦尻の県道足摺岬公園と県道新改浦尻との接点を起点とし、同所から同県道を北東進し県道足摺岬公園との接点に至り、同所から同市浦尻	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで							

	字フタツ谷山418番3地先の満潮位の海岸線を見通す線を北進し同海岸線に至り、同所から同海岸線を南東進し足摺岬の同海岸線に至り、同所から同海岸線を北西進及び北東進し同市大浜の小川川左岸との接点に至り、同所から同左岸を北東進し同市の四万十森林管理署管轄区域の国有林1247林班と民有林との境界との接点に至り、同所から同境界を北東進、西進及び北進し同県道との接点に至り、同所から同県道を東進及び北進して起点に達する線に囲まれた区域	
大堂鳥獣保護区	幡多郡大月町一切の町道一切安満地海岸線と県道柏島二ツ石との接点を起点とし、同所から同県道を東進し町道大堂線との交点に至り、同所から同町道を東進し同町の四万十森林管理署管轄区域の国有林1306林班と民有林との境界との接点に至り、同所から同境界を南東進し同国有林1306林班と同国有林1307林班及び1308林班との林班界との交点に至り、同所から同国有林1306林班と同国有林1307林班との林班界を北東進し同国有林1306林班及び1307林班と民有林との境界との交点に至り、同所から同国有林1307林班と民有林との境界を東進し同国有林1305林班及び1307林班と民有林との境界との交点に至り、同所から同国有林1305林班と民有林との境界を北東進、南東進及び東進し満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を南西進し平濤の突端に至り、同所から浅瀬崎の突端を見通す線を南西進し同突端を経て更に同海岸線を西進及び南西進し渡の突端に至り、同所から同海岸線を東進、北進及び東進し同町一切字汙り堂214番3地先の同海岸線に至り、同所から起点を見通す線を北東進して起点に達する線に囲まれた区域並びに同町の柏島及び幸島の全区域	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで
蒲葵島	幡多郡大月町柏島字蒲葵島の区域	平成26年11

鳥獣保護区	月15日から平成36年11月14日まで
-------	---------------------

高知県告示第559号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき次のとおり特別保護地区の指定をするので、同条第4項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該特別保護地区の名称、区域及び存続期間を告示する。

平成26年10月3日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間
室戸岬特別保護地区	室戸市室戸岬町の国道55号の高岩を起点とし、同所から室戸岬灯台を見通す線を南東進し同灯台に至り、同所から五所神社を見通す線を北東進し同神社に至り、同所からビシャゴ濤を見通す線を北東進し同濤に至り、同所から満潮位の海岸線を南西進し室戸岬の同海岸線に至り、同所から同海岸線を北西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで
工石山特別保護地区	高知市の嶺北森林管理署管轄区域の国有林93林班ろ小班及びびは小班の全区域並びにこれらに隣接する高知県所有の休養林の全区域	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで
足摺山特別保護地区	土佐清水市の四万十森林管理署管轄区域の国有林1244林班の全区域	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで
臼濤特別保護地区	土佐清水市の四万十森林管理署管轄区域の国有林1240林班の全区域	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで
大堂特別保護地区	幡多郡大月町の四万十森林管理署管轄区域の国有林1307林班及び1308林班の全区域	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで

蒲葵島特別保護地区	幡多郡大月町柏島字蒲葵島の区域	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで
-----------	-----------------	----------------------------

高知県告示第560号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域の指定をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成26年10月3日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
物部川河口特定猟具使用禁止区域（銃）	香南市吉川町の物部川大橋東詰めを起点とし、同所から県道春野赤岡を東進し市道208号線との接点に至り、同所から同市道を南進し同市道の終点に至り、同所から南に直進し満潮位の海岸線に至り、同所から南に直進し海上300メートルの地点に至り、同所から同海岸線から300メートルの海上を西進し南国市と同市との境界の延長線との交点に至り、同所から同延長線を北進し同海岸線と同境界との接点に至り、同所から同境界を北西進し同県道との交点に至り、同所から同県道を北進し同橋西詰めに至り、同所から同橋を東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで	銃器
久礼田特定猟具使用禁止区	南国市領石の国道32号と県道前浜植野との接点を起点とし、同所から同国道を北進しパシフィックC. C. 特定猟具使用禁	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで	銃器

域(銃)	止区域(銃)の区域界との接点に至り、同所から同区域界を東進、南進及び北東進し同市と香美市との境界との接点に至り、同所から同境界を南進し同県道との交点に至り、同所から同県道を西進して起点に達する線に囲まれた区域			定猟具使用禁止区域(銃)	と県道片岡庄田との交点を起点とし、同所から同県道を南西進し町道原島線との接点に至り、同所から同町道を北東進し町道原島2号線との接点に至り、同所から同町道を北西進し町道の終点に至り、同所から町道台住寺野線と町道場所ヶ内7号線との交点を見通す線を北東進し同交点に至り、同所から町道台住寺野線を東進及び北進し県道柳瀬越知との接点に至り、同所から同県道を東進して起点に達する線に囲まれた区域	月15日から平成36年11月14日まで			道を西進し同右岸との接点に至り、同所から同右岸を南進、北進、西進及び南西進し同川左岸と荒川右岸との交点から南を見通す線との交点に至り、同所から北に直進し同左岸と同右岸との交点に至り、同所から同右岸を北西進して起点に達する線に囲まれた区域			
久礼特定猟具使用禁止区域(銃)	高岡郡中土佐町久礼道ノ川の国道56号と町道上和田道ノ川線との交点を起点とし、同所から同町道を南東進し町道的場小鎌田線との交点に至り、同所から同町道を南東進し旧国道56号の久礼橋西詰めの直下の満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を南西進し大坂谷川河口左岸との接点に至り、同所から同左岸を北西進し町道岡ノ前線との接点(おとめばし北詰め)に至り、同所から同町道を北西進し同国道との接点(久礼トンネル南口)に至り、同所から同国道を北進して起点に達する線に囲まれた区域	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで	銃器	間特定猟具使用禁止区域(銃)	四万十市荒川の国道56号のあらかわ橋西詰めを起点とし、同所から同国道を東進し同橋東詰めに至り、同所から荒川左岸の堤防上を南進し同堤防上と中筋川左岸の堤防上との接点に至り、同所から同堤防上を東進し同堤防上と国見川右岸の堤防上との接点に至り、同所から同堤防上を北進し同国道との接点に至り、同所から同国道を東進し同川左岸との交点に至り、同所から同左岸を南進し同川と中筋川との合流点に至り、同所から同川右岸にある国土交通省設置の中筋川距離票10k/600を見通す線を南進し同距離票に至り、同所から同右岸の堤防上を西進し同堤防上の西端に至り、同所から間地区農道を東進及び南進し同農道と株式会社ゴルフセンター中村の敷地の境界に隣接する農道との接点に至り、同所から同農道を東進及び南進し市道セビラ線との接点に至り、同所から同市道を北西進し同市江ノ村1305番地の人家に通ずる私道の南端に至り、同所から同私道を北進し同私道の北端に至り、同所から同右岸に通ずる歩	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで	銃器	物部川大橋北特定猟具使用禁止区域(銃)	香南市吉川町吉原の物部川大橋と四国地方整備局高知河川国道事務所管理の物部川右岸堤天道路との交点を起点とし、同所から同堤天道路を北進し物部川右岸にある距離標1k/200に至り、同所から対岸の事務所管理の物部川左岸堤天道路にある距離標1k/200を見通す線を東進し同距離標に至り、同所から同堤天道路を南進し同橋との交点に至り、同所から同橋を西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで	銃器	
大野地区特定猟具使用禁止区域(銃)	安芸郡田野町田野の国道55号と県道西谷田野との接点を起点とし、同所から同国道を南西進及び北西進し町道東島線との接点に至り、同所から同町道を北東進し町道中沢線との接点に至り、同所から同町道を東進し農道東島大野線との接点に至り、同所から同農道を南進し同町と同郡安田町との境界との接点に至り、同所から同境界を東進し東部広域農道との交点に至り、同所から同農道を北東進及び南東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで	銃器					新堀川特定猟具使用禁止区域(銃)	土佐市新居の波介川河口の同川右岸の堤防と県道須崎仁ノとの接点(仁淀川河口大橋西詰め)を起点とし、同所から同県道を南西進し県道新居中島との接点に至り、同所から同県道を北西進し市道足原門田線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道石成江フチ線との交点に至り、同所から同市道を東進し仁淀川内堤防との接点に至り、同所から同堤防を北進し同堤防の延長線上と鎌田用水路との交点に至り、同所から同用水路を北西進し市道吉川北ノ内線との交点に至り、同所から同市道を東進及び南進し夢渡し橋南詰めに至り、同所から同橋を北進し同橋の延長線上と高知市と土佐市との境界との交点に至	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで	銃器	
原島特	高岡郡佐川町の県道柳瀬越知	平成26年11	銃器									

	り、同所から同境界を南東進し波介川右岸の堤防との接点に至り、同所から同堤防を南東進して起点に達する線に囲まれた区域		
黒瀬特定猟具使用禁止区域（銃）	高岡郡越知町黒瀬の県道伊野仁淀の四国電力株式会社の電柱メイヂ243を起点とし、同所から同県道を南西進し四国電力株式会社の電柱メイヂ245X1に至り、同所から四国電力株式会社の送電線鉄塔（分水第三線No.38号）を見通す線を北西進し同鉄塔に至り、同所から同送電線の直下を南西進し四国電力株式会社の送電線鉄塔（分水第三線No.39号）に至り、同所から尾根を西進し同県道脇の四国電力株式会社の電柱メイヂ250に至り、同所から四国電力株式会社の電柱メイヂ251に架かる送電線の直下を西進し仁淀川左岸との交点に至り、同所から同左岸を南進、南東進及び北東進し同郡日高村鴨地の四国電力株式会社の電柱アカノタ4W6から起点を見通す線との交点に至り、同所から起点を見通す線を北西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで	銃器
新莊川特定猟具使用禁止区域（銃）	須崎市角谷の国道56号と市道長竹下郷線との接点を起点とし、同所から同市道を西進し市道下郷9号線との接点に至り、同所から同市道を西進し新莊川右岸に通ずる歩道との接点に至り、同所から同歩道を北西進し同右岸との接点に至り、同所から同右岸を西進及び北進し県道萩中須崎との交点（落合橋西詰め）に至り、同所から同県道を北西進し市道落合神母野線との接点に至り、同所から同市道を	平成26年11月15日から平成36年11月14日まで	銃器

北東進、西進及び北進し同市と高岡郡津野町との境界との接点に至り、同所から同境界を東進し国道197号との交点に至り、同所から同国道を南進及び東進し市道岡本12号線との接点に至り、同所から南を見通す線を直進し同川左岸との交点に至り、同所から同左岸を南東進し国道56号との交点（新莊川橋北詰め）に至り、同所から同国道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域			
---	--	--	--

高知県告示第561号

平成17年11月高知県告示第725号（銃猟禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成26年11月15日から施行する。
平成26年10月3日

高知県知事 尾崎 正直

表の物部川大橋北銃猟禁止区域の項及び新莊川銃猟禁止区域の項を削る。

高知県告示第562号

平成19年11月高知県告示第717号（特定猟具使用禁止区域（銃）の指定）の一部を次のように改正し、平成26年11月15日から施行する。
平成26年10月3日

高知県知事 尾崎 正直

表の新堀川特定猟具使用禁止区域（銃）の項を削る。

高知県告示第563号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。
なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成27年2月17日までに当該工作物等の返還を受けることができる。
平成26年10月3日

赤岡漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
 (1) FRP船1隻（大勝丸、船舶番号不明、船長14.00メートル、船幅3.30メートル）
 (2) FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.20メートル、船幅1.80メートル）

- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
 (1) 香南市赤岡町 赤岡漁港-2.0メートル泊地北東物揚場前
 平成26年8月18日午前10時
 (2) 香南市赤岡町 赤岡漁港-2.0メートル泊地南東物揚場前
 平成26年8月18日午前10時
 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 (1) 平成26年8月18日午前11時
 香南市赤岡町 赤岡漁港-2.0メートル泊地北東物揚場前
 (2) 平成26年8月18日午前11時
 香南市赤岡町 赤岡漁港-2.0メートル泊地南東物揚場前
 4 所有者等の行うべき措置
 工作物等の所有者等は、期限までに高知県中央東土木事務所
 の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
 5 漁港管理者の措置
 赤岡漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
 なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
 6 問い合わせ先
 南国市大埦1592番地 高知県中央東土木事務所河港管理課河港管理班（電話番号088-863-2177）
高知県告示第564号
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
 なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成26年10月3日

高知県知事 尾崎 正直

高岡郡佐川町森ヶ崎

- (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡佐川町字樋掛	甲889-7
2	〃 〃 字小池	甲2318-2
3	〃 〃 字新福寺	甲2306

4	〃	〃	字内原中ノヨリ	甲2287
5	〃	〃	〃	甲2280-1
6	〃	〃	字森ヶ崎	甲2270
7	〃	〃	〃	甲739地先
8	〃	〃	〃	甲756
9	〃	〃	字新福寺	甲898

(2) 区域

標柱1から9までを順次に直線で結んだ線及び標柱9と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第565号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成26年10月3日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市町西野字ヨノ丸	2522番1	6.00	38.80	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成26年9月19日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年9月19日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在	定款に記載された目的

年月日	特定非営利活動法人	代表者	地	内容
平成26年9月12日	森 美香	高知市長 浜 1620番地1	この法人は、障害者、高齢者、子ども等を対象に、障害を持つ人々が地域で自立して生活していける社会を実現するために必要な事業を行い、福祉の増進を図り社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。	

高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）第42条の規定により、平成26年度屋外広告物講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催する。

平成26年10月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 講習会の対象者
屋外広告業に従事している者若しくは広告物若しくは掲出物件を管理する者又は屋外広告業に従事しようとし、若しくは広告物若しくは掲出物件を管理する者になろうとする者
- 講習会の開催日時
平成26年11月28日（金）午前9時から午後5時まで
- 講習会の開催場所
高知市本町五丁目3-20 高知共済会館
- 講習会における講習科目
 - 広告物及び掲出物件に関する法令
 - 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項
 - 広告物及び掲出物件の施工に関する事項
- 講習会の受講手続
 - 受講申込みの申込先及び受付期間並びに受講定員
 - 申込先
高知市丸ノ内一丁目2番20号（郵便番号780-8570）高知県土木部都市計画課
 - 受付期間
平成26年10月6日（月）から同年11月7日（金）まで
直接持参する場合は、当該期間内（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和33年法律第178号）第3条に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に、郵送による場合は、平成26年11月7日付けの消印のあるものまで受け付ける。
 - 受講定員

- 100名
 - 受講申込書
高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県土木部都市計画課及び各土木事務所並びに高知市都市建設部都市計画課に備え付ける所定の用紙又は高知県土木部都市計画課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/>）からダウンロードした用紙を用いること。
 - 受講手数料
3,400円（当該額に相当する額の高知県収入証紙を受講申込書の高知県収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納入すること（高知県収入証紙には、消印をしないこと。）。）
 - 講習科目の一部免除
高知県屋外広告物条例施行規則（平成8年高知県規則第81号）第27条第2項の規定により、講習会における講習科目のうち、広告物及び掲出物件の施工に関する事項の受講の免除を受けようとする者は、その資格を有することを証明する書面の写しを受講申込書に添えて提出すること。
- 6 講習会に関する問い合わせ先
講習会についての詳細は、高知県土木部都市計画課計画担当（電話番号088-823-9846）に問い合わせること。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第71号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年9月19日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

2 老人ホームの表中

「

安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合立丸山長寿園	室戸市室戸岬町1675番地
---------------------------	---------------

」

を

「

社会福祉法人香南会有料老人ホームあさくらの里	高知市朝倉丙1598番地 1
社会福祉法人むろと会特別養護老人ホーム丸山長寿園	室戸市室戸岬町1675番地

」

に改める。